

経済産業省

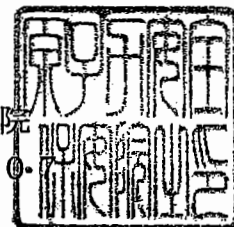
平成 17・12・28 原院第 4 号

平成 17 年 1 2 月 2 8 日

液化石油ガス事業者等に係る寒波・雪害対策の徹底について

経済産業省原子力安全・保安院

NISA-278b-05-0



平成 17 年 1 2 月上旬以降、日本各地で低温となり、日本海側の各地は暴風を伴った大雪に見舞われ、1 2 月としては記録的な積雪となっています。こうした中で、大規模停電が発生するなど、国民生活に大きな影響が及んでいます。こうした状況にかんがみ、本日、寒波・雪害対策に関する関係省庁連絡会議が開催され、政府として寒波・雪害対策を決定いたしました。

原子力安全・保安院は、今回の決定を踏まえ、液化石油ガス販売事業者及び保安機関（以下「事業者等」という。）に対し、寒波・雪害対策の徹底について、以下のとおり対応するよう要請します。

記

1. 積雪又は除雪による供給設備等の破損に十分注意するとともに、被害発生時の迅速な復旧対策に万全を期すこと。その際、必要に応じて自社以外の事業者等と協力体制を適切に構築すること。
2. 給湯器等の給排気筒等への積雪に起因した破損・閉塞による一酸化炭素中毒のおそれがあるため、一般消費者等に対し十分注意するよう周知等適切な対策を実施すること。

平成 18・01・06 関東産保第 4 号

平成 1 8 年 1 月 6 日

関東液化石油ガス協議会
会長 清水 宣彦 殿

関東東北産業保安監督部長
日 高 俊 信



液化石油ガス事業者等に係る寒波・雪害対策の徹底について

上記の件について、原子力安全・保安院は、液化石油ガス販売事業者及び保安機関に対して、別紙（NISA-278b-05-07）のとおり対応を求めることとしました。

つきましては、貴団体の会員に対して、別紙に従い所要の対応をするよう周知徹底をお願いします。